

ピースおおさか

初めて大阪城近くにある戦争博物館「大阪国際平和センター」（ピースおおさか）に行った。あいちトリエンナーレ「表現不自由展」中止での松井市長、吉村府知事の発言に腹が立ち、大阪での表現の不自由をさぐるために。映像や展示を見ていて大阪日日新聞5月28日の相沢冬樹記者の解説記事を思い出したので紹介したい。

ピースおおさかは大阪大空襲の展示のほか、旧日本軍の加害行為とされる内容も展示していた。しかし、大阪市長が橋下徹氏、大阪府知事が松井一郎氏と、大阪維新の会の2人に代わった後、展示が「自虐的だ」として見直しの作業が進められ、2015年4月に全面改装されて再オープンした。

この見直しの過程で、設置理念が骨抜きにされると懸念する「『ピースおおさか』の危機を考える連絡会」の竹本昇さんが、関連公文書の情報公開を請求したが、公開を拒否された。竹本さんは異議を申し立てたが、本来諮られるはずの審査会も開かれないうまま改装再オープンを迎えた。

竹本さんは、知る権利を侵害され精神的苦痛を受けたとして、府と市などを相手に損害賠償を求めて提訴。大阪地裁で訴えをすべて退けられたが、大阪高裁は一審判決を取り消し、府と市に対し、竹本さんにそれぞれ5万円の慰謝料を支払うよう命じる逆転判決を言い渡した。府と市はこれを不服として上告したが、最高裁は上告を退ける決定を出した。これにより府と市が情報公開しなかったことは違法とする大阪高裁の判決が確定した。

竹本さんは次のように話す。「展示見直しに対する橋下氏と松井氏の不当な干渉が明らかになった。情報非公開の本当の理由は、改装の目的が加害展示撤去だということを市民に知られないため。不当な干渉によってなされた改装は正当たり得ない。被害と加害の両面から戦争の実相に迫る設置理念にのっとりたピースおおさかを取り戻すために展示の改善を求めていく」

原告代理人は大前治弁護士ただ1人。「勝訴」決定に次のように述べた。「府と市が情報公開条例に違反していたこと、大阪高裁が『さまざまな意見がある歴史認識にかかわることだからこそ情報公開すべきだ』と断じた判決が確定したことに意義がある。竹本さんに情報が隠されたことは、すべての市民に情報が隠されたことに等しい。74年前の戦争は『国民に真実を知らせないこと』を原動力として進められた。同じことを繰り返してはいけない」

そして最後に付け加えた。「大阪高裁では『松井知事と吉村市長』が敗訴し、最高裁では『松井市長と吉村知事』が敗訴した…というのが痛快ですね」



(2019年8月26日)